

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（通行規制、仮受け材の設置等）を実施済み

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
三好市	弓木橋	旧松舟線	1963	主桁、支承部に腐食、床版鉄筋露出
美波町	中田2号橋	由岐田井2号線	不明	床版ひび割れ
佐那河内村	馬谷橋	根郷開拓線	1954	主桁に著しい板厚減少、断面欠損
	大田原5号橋	大田原線	不明	主桁の中央部に大きなひびわれ

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当なし				

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当なし				

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態